

化学・バイオ特許判例紹介（32）
～進歩性（相違点の判断）～
令和4年（行ケ）第10029号
原告：（株）ダイセル，被告：特許庁長官

2023年8月24日
執筆者 弁理士 鶴川智子

1. 概要

本件は，発明の名称を「防眩フィルム」とする特許を取り消した異議決定に対する取消訴訟である。特許権者である原告は，特許異議の手続中に特許請求の範囲の訂正を行ったところ，特許庁は，訂正を認めたとうえで，訂正後の特許が進歩性を充足しないとして，特許を取り消した。知財高裁は，引用例を組み合わせても内部ヘイズ値を20%よりも小さい値とすることを当業者が容易に想到することはでないと判断し，本件発明の進歩性を肯定した。

2. 本件発明の要旨

本件特許の本件訂正後の特許請求の範囲の記載は，次のとおりである（争点となる請求項のみ記載する）。

【請求項1】

ヘイズ値が60%以上95%以下の範囲の値であり，内部ヘイズ値が0.5%以上8.0%以下の範囲の値であり，且つ，画素密度が441ppiである有機ELディスプレイの表面に装着した状態において，8ビット階調表示で且つ平均輝度が170階調のグレースケール画像として画像データが得られるように調整したときの前記ディスプレイの輝度分布の標準偏差が，0以上10以下の値である防眩層を備える，防眩フィルム。

3. 取消しの理由の概要

理由1（進歩性）

本件各発明は，主引用例である引用例1，副引用例又は周知技術を例示する引用例2ないし5に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから，特許法29条2項の規定に違反してされたものである。

その他，理由2（実施可能要件），理由3（サポート要件），理由4（明確性要件）が存在するが，本稿では，進歩性について採り上げる。

4. 審判合議体の判断

・引用発明との一致点及び相違点

一致点

「ヘイズ値が60%以上95%以下の範囲の値である防眩層を備える、防眩フィルム。」

相違点1-1

「防眩層」が、本件発明1は、「内部ヘイズ値が0.5%以上8.0%以下の範囲の値である」のに対して、引用発明は、「内部ヘイズ値」が分からない点。

・相違点1-1についての判断

引用例2には、ヘイズ値が60%でギラツキが防止された、防眩性を有する光学シートで、内部ヘイズは5~30%であることが好ましいことが記載されているから、ヘイズが60%の引用発明の内部ヘイズを5%とすることは容易である。

5. 知財高裁の判断（筆者にて適宜抜粋，下線，ナンバリング等を一部修正）

・取消事由1-1-2（相違点の容易想到性の判断の誤り）について

引用例2は、解像度の低下を招く可能性のある内部ヘイズに頼ることなくギラツキを防止することについて、表面凹凸の割合、及び、概ね傾斜角5度以上の領域を示す表面ヘイズを特定の範囲とすることにより、ギラツキを防止するとともに超高精細の表示素子の解像度の低下を防止できること（引用例2の段落【0008】）、大き過ぎずかつ小さ過ぎない範囲の表面ヘイズを有することで、凹凸形状の中に、傾斜角度の小さい凹凸と、傾斜角度の大きい凹凸とが混在し、凹凸内に様々な傾斜角が存在することにより、ギラツキをより防止しやすくできることを開示し、上記の大き過ぎずかつ小さ過ぎない範囲の表面ヘイズの数値範囲として、表面ヘイズが22ないし40%であることと、強度比が1.0以上4.0以下の光学シートを用いることが記載され、また、表面ヘイズが40%を超える場合は解像度が低下してしまうことも記載されている。そして、強度比を規定するとともに、表面ヘイズを規定することにより、凹凸の程度（表面拡散要素）をより具体的に表すことが記載されており（引用例2の段落【0029】）、表面ヘイズの値は、ギラツキと技術的に一体不可分である凹凸の形状を規定するものであるから、引用例2の記載は、表面ヘイズ値と切り離してギラツキを調整することを示唆するものと解することはできない。そうすると、引用例2の「内部ヘイズは、5~30%であることが好ましく、内部ヘイズを5%以上とすることにより、表面凹凸との相乗作用によりギラツキを防止しやすくでき、30%以下とすることにより、超高精細の表示素子の解像度の低下を防止できる。」という記載を根拠として、引用例2が、表面ヘイズ値と切り離して内部ヘイズ値を5%程度に調整することによりバラツキを調整することを示唆しているということとはできない。

そして、引用発明と引用例2の（全体の）ヘイズ値が共通するのは、60%の（全体の）ヘイズ値を有する場合である。本件発明1においては、（全体の）ヘイズ値か

ら内部ヘイズ値を差し引いた値が外部ヘイズ値（表面ヘイズ値）に相当するから（段落【0025】），（全体の）ヘイズ値が60%である引用発明について，表面ヘイズの値が22ないし40%である光学シートが記載された引用例2が，内部ヘイズ値として示唆するのは，60%の（全体の）ヘイズ値のときに取り得る20ないし38%の内部ヘイズ値である。そうすると，引用発明に引用例2を組み合わせても，内部ヘイズ値を20%よりも小さい値とすることを当業者が容易に想到することはできない。

なお，周知文献A1も，「内部ヘイズは，5～30%であることが好ましく」と記載されているものの，他方で，「表面ヘイズは20～50%であることが好ましく」とも記載されているから（周知文献A1の段落【0029】），表面ヘイズ値と切り離してギラツキを調整することを示唆するものではない。

前記のとおり，引用発明に引用例2を組み合わせても，内部ヘイズ値を20%よりも小さい値とすることを当業者が容易に想到することはできず，内部ヘイズ値が0.5%以上8.0%以下の範囲であるという，本件発明1の相違点1-1に係る構成を当業者が容易に想到することもできない。そうすると，本件発明1は，引用発明，引用例2ないし5に記載された技術ないし周知の技術的事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。したがって，本件発明1は，引用発明，引用例2ないし5に記載された技術ないし周知の技術的事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるとする本件決定の判断は誤りであり，取消事由取消事由1-1-2は理由がある。

6. 考察

裁判所は，表面ヘイズの値は，ギラツキと技術的に一体不可分である凹凸の形状を規定するものであるから，引用例2の記載は，表面ヘイズ値と切り離してギラツキを調整することを示唆するものと解することはできないと説示している。このように，技術的な一体不可分性に基づく主張は，実務においても有用であると筆者は考える。

以上